

プロジェクト 税効果会計

項目 第 32 回専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 32 回税効果会計専門委員会（2016 年 3 月 7 日開催）で議論された開示に関する論点（分類に関する情報の開示、合理的な説明に関連する開示）について聞かれた主な意見をまとめたものである。

分類に関する情報の開示

2. 事務局より、分類に関する情報の開示について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

分類を開示することに賛成する意見

- (1) 従来の監査委員会報告第 66 号での会社区分は、あくまでも監査上の区分であり、利用者が開示を求めるのは難しかった。今回は新たに会計基準として、企業を分類した上で繰延税金資産を計算するものとして整理されており、利用者が開示を求める必要性は高まっていると考える。
- (2) 回収可能性適用指針で、(分類 2) 及び (分類 3) の要件は、従来の監査委員会報告第 66 号での経常的な利益という分かりやすいものから、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得という開示されていない情報に変更されたため、分類開示の必要性は高まっていると考える。
- (3) 事務局の分析によると、必ずしも分類に関する情報が開示されなくとも、評価性引当額の情報が開示されれば、繰延税金資産の理解可能性及び予測可能性が高まるとしている。利用者は、分類開示の難しさを理解した上で、評価性引当額の開示を提案しているものであるため、論理構成を再検討していただきたい。
- (4) 利用者としては、将来キャッシュ・フローから企業価値を算出することが重要であるとともに、繰延税金資産の不確実性によって、自己資本がどれだけ変動するかを分析することも重視している。そのため、バランスシートに与える影響として、分類開示を含めた情報の充実を図っていただきたいと考えている。

分類を開示することに反対する意見

- (5) 利用者にとって投資の判断に違いを生じさせるほど、分析の質及び量を高めるとは考えられないので、分類開示は支持しない。
- (6) 銀行等のように単一事業を国内で行っており、連結でも日本基準を採用してい

る場合には分類を開示するコストは必ずしも大きくないとする事務局の分析も可能と考える。しかし、多角化及び海外展開が進んできている現状において、このような開示に要する説明のコストは想定よりも多くかかるのではないかと考えられる。

一部の金融機関の開示例に対する意見

- (7) 銀行の開示例は、銀行業の公的な性格、預金者保護の観点から情報を開示しているものと理解しており、一般事業会社にまで求めるのは、過度の開示であると考え。また、資料では、将来の課税所得の見積額が開示されているが、これは監査委員会報告第66号の例示区分4号但し書きに該当する企業を前提にしており、回収可能性適用指針の(分類1)や(分類2)の企業では課税所得の見積額を開示していない事例がある(審議事項(6)-2(別紙)参照)。
- (8) 銀行の開示例は、連結ベースのものではないため、重要な海外子会社がある場合には有用性が限定されるものと考えられる。
- (9) (8)の意見に対して、分類に関する情報が単体のみに有用であると評価するのであれば、連結グループの重要な会社について、同様の会社分類や課税所得等の予測情報を開示すればよいと考える。

合理的な説明に関連する開示の検討

- 3. 事務局より、合理的な説明に関連する開示の検討について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

合理的な説明に関連する開示に賛成する意見

- (1) 利用者としては、繰延税金資産の不確実性を把握したいと考えている。(分類3)の企業の場合、5年超の見積りについては不確実性が高まると考えており、例外処理をした部分に関しては深く検討したい。そのため、合理的な説明に関連する項目の根拠と金額について、開示が必要であると考えている。
- (2) 合理的な説明を行うかどうかで、財務諸表に影響を及ぼすため、開示すべきであると考えている。ただし、該当する定めについてすべて開示するのではなく、連結上重要なものとするなど限定的な要件を付すことで、有用な情報のみを開示すべきと考える。
- (3) 原則とは異なる取扱いを適用する場合、経営者はその根拠を説明すべきである。本来は、見積りの前提としての全体像を開示すべきであるが、現時点では、このような開示が明確に要求されているのではないので、少なくとも例外的な取

扱いを適用する場合について開示すべきである。

合理的な説明に関する開示に反対する意見

- (4) 合理的な説明に関する開示は、分類の開示とセットで取り扱われるべきであり、開示することに反対する。このような開示よりも、見積りの基礎として、どのような前提条件や仮定が置かれているかを開示する方が、情報として有用であると考えられる。
- (5) 合理的な説明の開示を求める場合、金額を開示できない会社もあり得るため、文章での記載になるものと考えている。仮に文章で記載する場合、経営者の経営方針や経営戦略は、各企業の状況に応じて既に開示しているため、同じような内容を注記することに納得感がないと考える。

その他の意見

- (6) 他の基準で例外的な事項に関して、必ずしも注記は要求されていないので、繰延税金資産のみ強調して注記を要求する必要はないのではないかと考える。
- (7) 合理的な説明に関する定めは、同じ環境にある企業の中で、当該定めを適用するかしないかによって財務諸表に与える結果が変わる。企業間の比較可能性を考えた場合、どのような開示が必要であるかも含めて検討すべきであると考えられる。
- (8) 合理的な説明に関する定めによって分類が上がるケースは、かなり限定的であり、必ずしも不確実性が高いとは言えないのではないかと考える。この注記事項のみを取り上げるのではなく、全体の開示と合わせて、利用者の判断に資するような情報を開示する必要があると考えられる。

開示に関する論点全体について

4. 事務局より、開示に関する論点全体について意見を募ったところ、以下の意見が聞かれた。
 - (1) 作成者側の開示による全体のコストには上限があり、注記を増やすことを検討するのであれば、減らす項目の検討も必要だと考える。
 - (2) 開示の議論は追加だけでなく、削除することも考えられる。例えば、仮に税率差異分析の注記情報を一般的に使ってなく、有用な情報でないならば、開示対象から除くことを検討しても良いのではないかと考える。

- (3) (2)の意見に対して、利用者としては、法定実効税率と税負担率の差異を把握することによって将来の負担税率を推測して将来利益の予測の役立てているため、税率差異分析の情報は有用であると考えている。
- (4) 他により有用な情報の開示があるかどうかという視点での検討も必要である。例えば、リスクや不確実性の一般的な開示の中で、繰延税金資産の回収可能性が大きな割合を占めるのであれば、その中で開示を充実させる方が、より有用な情報を開示することになると考える。
- (5) 今まで議論されている評価性引当額の内訳や、税務上の繰越欠損金に関する定量的な情報を含め、繰延税金資産に対する重要な見積りの不確実性の有無を判断できる情報は重要であり、引き続き検討すべきと考えている。

以 上